

入 札 心 得 書

第 1 条 入札希望者は、入札公告及び本心得書の記載の事項を遵守しなければならない。

第 2 条 入札参加者は、令和 8 年 11 月 19 日（木）午後 5 時までに入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者で、令和 8 年 11 月 27 日（金）午前 10 時までに新潟県新潟市西区五十嵐 3 の町 13098-8 新潟県水産海洋研究所、2 階研修室に参集した者（本人又は本人の委任状を持参した代理人）又は書留郵便により入札書及び入札保証金を提出した者とする。

第 3 条 入札参加者は、入札開始時刻から入札締結時刻まで入札執行職員の指示に従うものとする。

第 4 条 入札者はいったん提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

第 5 条 次の入札は無効とする。

- （1）入札公告に定めた参加資格のない者のした入札、又は代理権の確認を受けない代理人のした入札。
- （2）入札金額、氏名又は名称の確認し難いもの並びに鉛筆書きその他主要な事項が識別し難い入札。
- （3）氏名のもとに押印のないもの。
- （4）委任状の提出がなされていない代理人の入札。
- （5）同一の入札者又は代理人からの 2 以上の入札。
- （6）入札者又はその代理人が同時に他の入札者の代理をした入札。
- （7）記載事項を訂正したもので訂正について押印のない入札。
- （8）公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合した入札。
- （9）他の入札者の入札参加を妨害する行為、又は入札執行職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札。
- （10）その他入札に関する条件に違反した入札。

第 6 条 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再入札を行うものとする。ただし、再入札は 1 回を限度とする。

第 7 条 この心得書の定めのない事項については、新潟県財務規則（昭和 57 年 3 月 1 日新潟県規則第 10 号）に定めるところによる。